

5月 (No. 35)

昭和44年5月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



● 豊かなみのりをめざして 田植え今が最盛期

青く晴れ上がった空を背に、水がきらきらと輝く水田に今、田植えが盛んに行こなわれています。豊かな実りをめざして額に汗して一生懸命……。今年も天候に恵まれ苗の生育は順調のよう。豊作が期待されます。昨年は59,274俵の収穫量があり町の行こなっている米六万俵達成運動の目標にあとわず頑張つて下さい。

人口の動き	
4月30日現在	
() は3月末との比較	
人口	8,143人 (-17人)
男	3,942人 (-5人)
女	4,201人 (-12人)
世帯	1,777 (+5)
出生	12人
死亡	5人
転入	56人
転出	80人

おもな内容は	
子供を水から守る運動	実施中
交通遺児等更生資金を貸します	3
改正された保育料及び保育単価	4
通算年金制度の解説	5
予防査察のお知らせと査察結果について	6

人権法律 相談所が開かれます

5月22日役場分室で、お気軽にお出かけ下さい

国民は幸福な生活を送るのに必要な権利、すなわち人権を有していると憲法で保証しています。皆さんはこの権利をおかされていませんか。このような問題、その他法律上のいざこざでお困りの方々はこの機会にぜひ相談においで下さい。相談は無料で秘密は守られます。

日時 5月22日
午前10時～午後3時まで
場所 与板町役場分室
相談内容 (1)人権侵犯に関する問題
(2)民事、刑事、その他の一般法律問題
(3)法律扶助について

よいた町だより 44. 5. 10 発行

予防査察のお知らせと
昭和四十三年度査察結果について

消防本部では昭和四十四年度予防査察を次の通り実施いたしましたので町だよりを通じて御通知いたします。

なお、従来の査察において職業上昼間不在の方(特にサラリーマン)がだいたいおられますが関係上、完全査察ができません。家庭が査察されることはできません。

そこで消防本部ではこのような家庭につきましては夜間査察を実施いたします。消防法上、査察は日出から日没までの間に実施しなければならぬことになっておられます(消防法第四条)。しかしながら火災予防上あえて夜間実施をいたしますので関係者におかれましては御了承下さるようお願いいたします。

査察実施期間
昭和四十四年六月九日～七月三十一日までの間。

査察対象
与板町一般家庭全部

査察時間
昼間査察、午前八時三〇分～正後まで、午後一時～五時まで、夜間査察、午後六時～九時まで。

昭和四十三年一般家庭予防査察実施結果概要。
昭和四十三年九月一日～十月三十一日までの間に査察

[6]

「昭和四十四年度一般家庭予防査察のお知らせと昭和四十三年度査察結果について」

消防本部

を実施いたしました。その実施結果を簡単に示しますと次の通りであります。

一、査察対象世帯
。一般家庭一、七七六世帯
。査察実施世帯一、七二七世帯
。帯の六二・七〇%

二、査察結果
1. 煙突管理について
全般に改善されており、毎年指摘箇所がなくなつてきておりますが、煙突と可燃材(木部)との貫通部分に不備の家庭が五〇%もありません。この部分には断熱防熱措置を講じなければなりません。

2. ガス器具管理について

ガス漏れによる火災原因となる元栓の開閉につきましては元栓をしめてない家庭が三〇%もあります。

3. 消火器具の管理について
場所、消火器具の設置で、三〇%の家庭が消火器具を放置したままにしてあります。消火砂や、水バケツを備えていない家庭はほとんどといつてよいほどありません。

4. 防火の管理について
出火通報の伝達、いわゆる火災を発見して、それを消防機関に通報するためには電話番号を知っておかねばなりません。が、火災、救急用の緊急電一九〇という番号を知らない者が三〇%もありません。四十二年度の査察では四〇%であったので、少しは前進していると云えます。

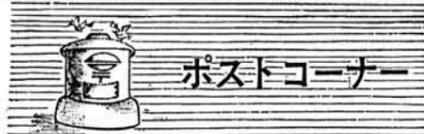
5. 残火処理について

火消つばの代用品を使用したり、消灰を放置したままにしておく行為はだんだん少なくなつてきています。ほとんどの家庭が気がついているようであります。

6. 消火器具の使用法心得について
せつかく消火器具を買つて、備えておいても使い方を知らないのでは何の役にも立ちません。消火器具の使い方を知らない者が二〇%もありません。

三、消火器具の普及状況について
初期消火にきわめて有効な消火器具の普及状況は次の通りであります。

。査察世帯における「消火器具所有世帯一〇一四世帯」
「消火器具普及率九一%」
。与板町総世帯における「消火器具数 約一、三三九本



たいせつな郵便を受箱で!!
ない家が半数以上 与板局区内は8割も
「5ヶ年で全戸に」と運動中。郵便を早く、安全に配達するため郵政省は5ヶ年計画で全戸に郵便受箱をつけていただく運動をはじめました。ことし2月に各戸の郵便受箱と表札の状況を調べた結果は次のとおりです。

区別	郵便受箱がない家	表札がない家
新潟県	51.5%	15.3%
与板区内	80.7%	25.1%
全国	62.3%	18.5%

郵便受箱はたいせつな郵便物を雨や風、盗難などから守り、表札は配達を早く、まちがいをなくします。なお郵便局では受箱と表札をあつせんしています。
・郵便受箱(スチール製) = 700円
表札 50円・100円・180円

危険な水辺に子どもを近づけないで 幼児の水死者は交通事故死の三倍 子供を水から守る運動 十月三十一日まで実施中

「子どもを水から守る運動」も今年で七年目を迎えました。この運動も除々ではありますが一応一般に浸透し、成功した事例も数多く見られるようになりまし。

昭和四十三年度においてはこの運動を開始以来、水死者は最低の記録を示し、特に未就学児童の事故が著しく減少したことは、なにもにもかえがたいことであります。しかし、このことに満足することはできません。幼児に対する保護責任の重要性を認識しこの運動をさらに成果あ



子どもを水から守ろう！

子どもの水死事故は毎年その跡を絶たず、特に未就学児の水死者は交通事故による死亡者にくらべ三倍近い数字を示し、大きな社会問題となつていきます。

しようと思えます。町民の皆様の御協力をお願い致します。

一、運動の重点目標

1. 幼児に対する保護監督の徹底
2. 家庭周辺における危険な所、点検と整備の促進
3. 水泳禁止区域および水泳指定区域の周知徹底
4. 児童、生徒に対する水泳指導の強化

二、運動期間
。四月一日から十月三十一日まで

運動期間中の重点強調月間

1. 四月から六月まで 春の農繁期における幼児の水死事故防止強調月間
2. 七月から八月まで 夏期における児童生徒の水死事故防止強調月間

三、注意事項

1. 保護者は幼児の水死事故が多くなるので保護監督が十分に行なうべきで、水死事故は農繁期に多くに多いので農繁期において

は十分に注意する。

3. 幼児が危険な水辺に近づかないようおだんからよく言い聞かせておく。
4. 子どもをいたずらに水から遠ざけるだけでなく、年齢に応じた水泳指導を行なうこと。
5. 子どもが危険な水辺で遊んでいたら、みてみぬふりをしないで一声注意をして下さい。

ライオンズクラブが誕生 社会奉仕を目的とした

与板町にライオンズクラブが誕生、その国際認証状伝達式(チャーターナイト)が五月三日に与板高校で行なわれました。

このライオンズクラブは純粋な社会奉仕を目的として結成されたものであります。結成記念事業として与板町には交通安全旗、小中学校にグラウンド整備、警察に交通安全塔、又コロニー建設資金として県に金一封が贈られました。今後の活躍を期待



ライオンズクラブの誕生

やさしい議会知識 (1)

問 町長の専決処分とはどういうことですか。

答 地方自治法で長が専決処分をすることができる範囲を規定しています。

1. 地方公共団体の議会が成立しないとき。
 2. 議会において議決すべき事件を議決しないとき。
 3. 長において議決を招集する暇がないと認めるとき。
- 大体以上三点の一に該当するとき長は専決処分することができます。そして長は次の議会において報告し、承認を求めなければならぬと規定しています。当町においては1及び2に該当して専決処分したことはありません。年に1・2回町長は専決処分をしておりますがそれは3に該当するものと認めて行っているものです。

問 議会での説明員は出席要求がなくとも出席しなければなりませんか。

答 議会が始つても、議長から出席要求がなければ町長も出席することはできません。

その反面、地方自治法には議長から説明のために出席を求められたときは、出席しております。その義務のある説明員の範囲は公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、農林委員会、その他法令又は条例に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者等であります。当該町村の役場職員は嘱託を受けた者であると解されています。

この場合、民間人にまで嘱託することはできないと自治省では解しています。ですから工事請負業者を議場に出席させることはできません。その様子を調査をさせて説明を求めると適切であると思います。

きようは人の身・あすはわが身

交通災害共済に加入しましょう

申し込みは簡単です会費を持参し役場係まで、町内に住んでいる人ならどなたでも加入できます。
会費は5月中に加入の人は330円(中学生以下275円)です。

● 常時受け付けます

春の全国交通安全運動

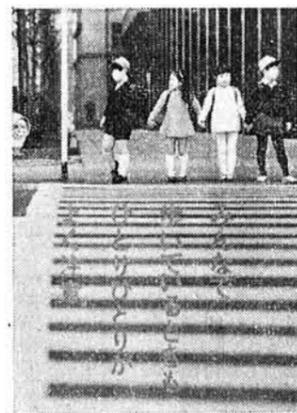
期間 5月11日5月20日まで

皆んなで交通規則をよく守り
交通事故をなくそう

春の全国交通安全運動が五月十一日から二十日まで全国で展開されます。この期間中次の運動目標を掲げて事故防止を計ります。御協力下さい。

◎運動の目的
この運動は人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶滅、なかでも死亡事故の絶無を目標として、すべての歩行者、運転者、運転者の雇主、その他道路交通に関係のある者に交通安全思想の周知徹底を図り正しい交通ルールの実践を習慣づけることにも道路交通環境の整備改善等を促進すること等を目的とする。

◎期間中の重点目標
一、歩行者の正しい横断の励行と横断歩道における保護の徹底
二、子どもと老人の交通安全の確保
三、飲酒運転の追放



交通安全運動の様子

交通遺児等更生資金を貸します

最近の交通事故の発生状況は、ものすごく、まさに交通事故という形容があてはまる程です。毎日「マスコミ等により報道されない日はありません。交通事故撲滅が叫ばれて久しくなりましたが、一行に減少せず毎年「うなぎのぼり」まさに大きな社会問題となっております。

す。このため残された家族、即ち交通遺児対策が大きな問題となつてきました。そこで新潟県社会福祉協議会ではこの悲惨な事故に交通遺児となつた児童の世帯に対して交通遺児更生資金貸付を実施することになりました。

今年に入つて五月五日までに全国の交通事故による死者は五千人を突破し、今迄にない記録となつております。この事故の悲惨な状況は、保護者(児童福祉法による)を失つたもの、交通事故が原因で、保

1. 貸付対象者
資金の貸付対象になる世帯は次の各号に該当するもので現に十八才未満の児童が居るもの
2. 貸付条件
(1) 貸付額一〇万円を限度とする。
(2) 貸付期間一〇ヶ月とす。
(3) 利息、貸付金は無利子とする。
(4) 償還方法、自動車損害賠償保障法の適用を受けるものについてはその保険金の支払を受ける時全額を返還すること、前の適用を受けることができないものにつ

税相談室



土地や家屋を売つたとき譲渡所得について御説明下さい。

最近土地や家屋などの不動産を売つたり、買い換えたり、道路拡張などのため収用されたりすることが多くなつています。このような土地、家屋を譲渡したことに伴って利益が生じ、所得税を課税されます。今年はこの譲渡所得の課税について土地問題の解決に資するためかなり大幅の改正が行なわれました。

ついでに土地等を譲渡した場合の所得と短期間保持していた場合の所得とは取扱いが相当違うことになりました。そのほか

- ◎居住用財産の買換制度が廃止になりました。
- ◎譲渡所得税の改正点を御説明します。
- ◎長期譲渡所得の課税の特例

譲渡の時期 税率

昭和四五、四六年中	一〇%
四七、四八年中	一五%
四九、五〇年中	二〇%

一、右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特例が設けられています。つまり昭和二十七年十二月三十一日以前から引続き持っていた資産の取得費は譲渡収入金額の五%相当額とし、実際の取得費が五%以上のときはその金額とする。

三、長期譲渡所得から控除する特別控除額は次のとおり

- (一) 取用対象事業のため土地等を譲渡した場合 一、二〇〇万円
- (二) 省略
- (三) 現に自己の住宅の用に使用している家屋敷地など譲渡した場合 一、〇〇〇万円
- (四) その他の場合 一〇〇万円

以下次号へ

良寛遺蹟観光団の来町状況

春の訪れと共に、観光客の動きが活発になつてきました。当町を目的にも「良寛さま」の遺蹟をめぐり、年々観光客が増加しております。

塩ノ入歌碑・徳昌寺・以南誕生地・由之隠栖地・蓮正寺等を観られるわけですが、四月中の観光団は次のとおりです。

20日 東京ガス社長外	十五名
20日 新潟交通バス	六十名
27日 新潟市内人	七名

これらの人達に少しでも与板町を知ってもらうためにも皆様方の御協力をお願いします。

